

報告第2号

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づく専決処分事項の指定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年5月13日提出

豊川市長 山 脇 実

(建設部関係)

1	専決年月日	平成31年3月29日
	相手方	豊橋市在住の30代男性
	損害賠償の額	173,323円
	概要	平成31年2月24日午後10時30分頃、豊川市牧野町一丁目30番地先の市道において、相手方の運転する自動車が路面の隆起した箇所に接触し、当該自動車の一部が破損した。
2	専決年月日	平成31年3月29日
	相手方	豊川市在住の児童の保護者
	損害賠償の額	1,620円
	概要	平成31年3月12日午後4時30分頃、豊川市光輝町1丁目12番地先の市道において、相手方の子が路面の修繕箇所に足を引っ掛け転倒し、乾いていないアスファルト補修材がズボンに付着し汚損した。

(教育委員会関係)

1	専決年月日	平成31年2月19日
	相手方	有限会社澤上左官店
	損害賠償の額	36,612円
	概要	平成30年12月6日午後0時10分頃、豊川市中央図書館の駐車場において、職員の運転する自動車は相手方の所有する自動車に接触し、当該自動車の一部が破損した。